

随意契約理由書

件名	西神・山手線集中監視装置改修業務
契約の相手方	富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当
随意契約の理由 集中監視設備は、鉄道運行上重要な信号・通信設備の動作・故障状態の監視・制御を行うものである。本業務では西神・山手線の既設集中監視設備(富士通(株)製)において、監視拠点削除に伴うソフト改修および管理点種別の変更を行う。 本業務の施工には既設システムの改修が必要であり、既存設備を熟知している事業者でなければ施工することができない。上記の請負業者は既存設備を製造し、改修対象のシステムを熟知している唯一の事業者である富士通(株)から契約窓口として指定された事業者である。 以上により、上記業者と随意契約を行う。	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 078-791-9729)